

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-532268(P2004-532268A)

【公表日】平成16年10月21日(2004.10.21)

【年通号数】公開・登録公報2004-041

【出願番号】特願2003-501422(P2003-501422)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/17	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	9/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 P	17/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/17
A 6 1 K	7/155
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/12
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	47/38
A 6 1 P	17/12

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月16日(2005.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- a) 製剤の非揮発性構成成分に基づいて40重量%～70重量%の量の尿素、
- b) 親水性フィルム形成剤、および
- c) 水またはアルコール-水混合物

を含有する製剤。

【請求項2】

使用される親水性フィルム形成剤は、アクリル酸/メタクリル酸エステルコポリマー、ポリビニルピロリドン、ポリビニルアルコール、酢酸ビニル/ビニルピロリドンコポリマー、酢酸ビニル/クロトン酸コポリマー、メチルビニルエーテル/マレイン酸コポリマー、ポリエステル、ポリエステルアミド、カルボキシメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロースおよびヒドロキシプロピルメチルセルロースまたはそれらの混合物からなる群より選択される化合物である請求項1に記載の製剤。

【請求項3】

水-アルコール性溶液におけるアルコールには、メタノール、エタノール、プロパン-

ル、イソプロパノール、ブタノール、ペンタノールおよびヘキサノールまたはそれらの混合物からなる群より選択されるアルコールが用いられる請求項1または2記載の製剤。

【請求項4】

異常なケラチン性物質の除去のための、請求項1～3のいずれかに記載の製剤。

【請求項5】

異常なケラチン性物質が疣贅、仮骨、硬化した皮膚、または真菌の攻撃もしくは乾癬疾患により変化した足指および手指の爪からなる群より選択される請求項4記載の製剤。

【請求項6】

異常に脆くなったり足指または手指爪の加湿のための、請求項1～3のいずれかに記載の製剤。